

世田谷・生活者ネットワーク規約

第1章 総則

【名称および事務所】

第1条 この組織は世田谷・生活者ネットワーク（以下「生活者ネット」という）と称し事務所を世田谷区内に置く。

【目的】

第2条 世田谷ネットは東京・生活者ネットワークの基本組織であり市民の自治を基本とするまちづくりをめざしてできるだけ多くの人と協同を原則とする民主主義を創造することを目的とする。

【生活者ネットの構成】

第3条 生活者ネットは別に定める「よびかけ」に賛同し規約を守る個人によって構成される。

第2章 会員

【会員】

第4条 会員は次のとおりとする。

会員 世田谷区内に、居住地・職場・または学校の所在地を有するもので「よびかけ」に賛同し、活動および運営に参加する個人

賛助会員 「よびかけ」に賛同し生活者ネットの活動の資金援助をする個人

【入会の手続き】

第5条 生活者ネットに入会しようとする会員は、会2名の紹介により入会申込書に必要事項を記入し申し込むものとする。但し、賛助会員にあっては、この限りではない。

【退会の手続き】

第6条 生活者ネットを退会しようとする会員は、退会届けを提出することにより任意に退会できる。この場合前納された会費は返却されない。

【会員の資格の喪失】

第7条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会届を提出したとき。
- 2 会費納入の呼びかけにもかかわらず、正当な理由なく2年以上会費を滞納したとき

【会員の権利】

第8条 会員は次の権利を持つ

- 1 総会に出席し議決する権利
- 2 生活者ネットの全ての機関に対して提案および意見を提出する権利
- 3 全ての会議を傍聴する権利
- 4 会計帳簿を閲覧する権利

賛助会員は次の権利を持つ

- 1 生活者ネットのすべての機関に対して提案および意見を提出する権利
- 2 全ての会議を傍聴する権利
- 3 会計帳簿を閲覧する権利

【会員の義務】

第9条 会員は次の義務を負う。但し、賛助会員にあっては第一項に限り義務を負う。

- 1 会費を納め「よびかけ」および規約を守る義務
- 2 会議に出席し生活者ネットの活動を担う義務

第3章 組織

【生活者ネットの役割】

- 第10条 生活者ネットは次の役割を担う。
- 1 世田谷のすべての問題について、政策を形成し、かつ決定し、その実現をめざす運動および事業を推進する。
 - 2 世田谷区の首長および議員の候補者を選任又は推薦については、東京・生活者ネットワーク規約第12条4項にもとづき協議することができる。候補者の選任を決定した場合、生活者ネットは、市民の代理人としての議員を議会に送る活動を行う。
 - 3 会員の入退会、会費の徴収その他の会員に関する事務を遂行する。

第4章 会議

【機関】

- 第11条 生活者ネットは次の会議によって運営される。
- 1 総会
 - 2 運営委員会

【総会】

- 第12条 総会は生活者ネットの最高決議機関である。
- 1 すべての会員（賛助会員を除く）は総会に出席し決議に参加できる。
 - 2 総会は会員（賛助会員を除く）の過半数の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数によって決する。
- 第13条 総会は次の事項を決定する。
- 1 規約の改正
 - 2 各年度の活動報告および方針
 - 3 予算、決算および会費の額
 - 4 役員を選任
 - 5 その他重要事項

【総会の開催】

- 第14条 総会は少なくとも年1回以上開催されなければならない。

【総会の招集】

- 第15条 総会は運営委員会の議をへて代表が招集する。
- 1 会員（賛助会員を除く）の5分の1の開催要求があるとき、代表は総会を開催しなければならない。

【運営委員会】

- 第16条 運営委員会は、第13条総会で決定すべき事項を討議、承認し、総会で議決した事項を執行する。その他代理人活動のサポート、総会の議決を要しない日常業務および緊急事項に対処する。

【運営委員会の構成】

- 第17条 運営委員会の構成は、役員、代理人、地域担当、政策委員会から若干名とする。

第5章 役員

- 第18条 生活者ネットに次の役員を置く。
- 1 代表 1名
 - 2 副代表 3名（政策担当、広報担当含む）
 - 3 事務局長 1名
 - 4 監査 2名

【代表】

- 第19条 代表は世田谷・生活者ネットワークを代表する。

【役員を選出】

第20条 役員は会員（賛助会員を除く）の投票によって選出される。

1 選挙に必要な事項は別に定める。

【役員の任期】

第21条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第6章 財政

第22条 生活者ネットの財政は、会費・寄付金・事業収入をもってこれにあてる。

【会費】

第23条 会費の額は総会で定める。

【会計年度】

第24条 会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

【財政運営規定】

第25条 別に定める東京・生活者ネット財政運営規則・寄付金規定にもとづき、これにあてる。

第7章 監査

第26条 監査は活動および会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 規約の改正

第27条 規約の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則

第1条 この規約は1996年4月1日より施行する。

第2条 2004年3月20日に、役員構成の変更により一部改正を行い、同日より施行する。

第3条 2010年2月27日に、役員構成の変更により一部改正を行い、同日より施行する。

第4条 2016年2月20日に【会員の資格の喪失】条項他、文言改正を行い、同日より施行する。

第5条 この規約に規定されない事項に関しては東京・生活者ネットワーク規約・規則を準用し、2020年2月29日より施行する。